

件名	愛媛県文化財保護条例の一部を改正する条例
主管課	文化財保護課
根拠法令等	
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>1 改正理由  国の機関又は地方公共団体が愛媛県指定史跡名勝天然記念物に関し行う現状変更等の一部を許可制から届出制に変更するとともに、愛媛県教育委員会の権限に属する事務の一部を市が処理することとするため。</p> <p>2 改正内容  (1) 国の機関又は地方公共団体が行う次に掲げる県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等については、許可制から届出制に変更する。(第42条第4項関係)  ア 電柱並びに埋設されていない電線、ガス管、水管及び下水道管並びにこれらに類する工作物の改修  イ 建築物等（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に限る。）の除却  (2) 次に掲げる県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る愛媛県教育委員会の許可権限について、市に移譲する。(第43条の7第1項関係)  ア 2年以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築、増築又は改築  イ 電柱並びに埋設されていない電線、ガス管、水管及び下水道管並びにこれらに類する工作物の設置又は改修  ウ 建築物等（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に限る。）の除却  エ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取  オ 捕獲した天然記念物に指定された動物の血液その他の組織の採取</p> <p>3 経過措置  (1) 上記2(1)の届出制となる行為に関し、施行の際現に許可を受けている者は施行日に届出をしたものとみなし（附則第2項）、施行の際現になされている許可申請は施行日にした届出とみなす。（附則第3項）  (2) 上記2(2)の権限移譲される事務に関し、施行日前に愛媛県教育委員会がした許可等の行為又は施行の際現に愛媛県教育委員会に対してなされている申請等の行為は、施行日以後、市がした許可等の行為又は市に対してなされた申請等の行為とみなす。（附則第4項）</p>	
施行日	平成28年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>文化財保護法施行令が一部改正され、平成28年4月1日から国指定史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る許可等に関する文化庁長官の権限に属する事務の一部が都道府県又は市の教育委員会に移譲される。</p>	